六　組織変更をする相互会社の計算書類に関する事項として、次に掲げるもの
イ　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第一項又は第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの
(1)　［略］
(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十八号イに掲げる事項
ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十六号に掲げる事項
［八～へ　略］
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）
第四十五条の三　法第九十三条第一項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
［一～六　略］
七　会社法第三百二十五条の二（電子提供措置をとる旨の定款の定め）に規定する電子提供措置をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定
八　［略］
（純資産の額）
第四十五条の十二　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第七号までに掲げる額の合計額から第八号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。
［一～五　略］
六　株式引受権（計算規則第二条第三項第三十四号（定義）に規定する株式引受権をいう。第百一条の二の六第六号において同じ。）の帳簿価額
七・八　［略］
（計算書類に関する事項）
第四十五条の十五　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項第三号（債権者の異議）に規定する内閣府令で定めるものは、法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による公告の日又は法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十九条第二項の規定による催告の日のいずれか早い日における次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。
一　最終事業年度に係る貸借対照表又はその要旨につき公告対象会社（組織変更株式交換完全親会社及び組織変更をする相互会社をいう。以下この条において同じ。）が会社法第四百四十条第一項（計算書類の公告）（法第十三条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは会社法第四百四十条第二項又は法第五十四条の七第一項若しくは第二項の規定による公告をしている場合　次に掲げるもの
［イ・ロ　略］

六　［同上］
イ　［同上］
(1)　［同上］
(2)　電子公告により公告をしているときは、法第六十四条第二項第十七号イに掲げる事項
ロ　最終事業年度に係る貸借対照表につき組織変更をする相互会社が法第五十四条の七第三項に規定する措置をとっている場合　法第六十四条第二項第十五号に掲げる事項
［八～へ　同上］
（申込みをしようとする者に対して通知すべき事項）
第四十五条の三　［同上］
［一～六　同上］
［号を加える。］
七　［同上］
（純資産の額）
第四十五条の十二　法第九十六条の五第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十六条第二項第二号（吸収合併契約等の承認を要しない場合等）に規定する内閣府令で定める方法は、算定基準日（組織変更株式交換契約を締結した日（当該契約により当該契約を締結した日と異なる時（当該契約を締結した日後から当該組織変更株式交換の効力が生ずる時の直前までの間の時に限る。）を定めた場合にあっては、当該時）をいう。）における第一号から第六号までに掲げる額の合計額から第七号に掲げる額を減じて得た額（当該額が五百万円を下回る場合にあっては、五百万円）をもって組織変更株式交換完全親会社の純資産額とする方法とする。
［一～五　同上］
［号を加える。］
六・七　［同上］
（計算書類に関する事項）
第四十五条の十五　［同上］
一　［同上］
［イ・ロ　同上］